

フレックスタイム制・・・公務の運営に支障がないと認める範囲で、始業及び終業の時刻について、**職員の申告を考慮して**、単位期間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分になるように当該職員の**勤務時間を割振る制度**

対象職員

- ・フルタイム勤務の全職員とする（育児・介護等の事情は問わない）。
- ・ただし、交代制勤務等、公務の運営に支障があると認められる場合は除く。

フレックスタイム・コアタイム

- ・午前7時から午後8時までの間で勤務時間を割振ることができる。
- ・コアタイム（必ず勤務する時間）は午前11時から午後3時30分までとする。

単位期間（清算期間）

- ・1週間を単位として清算（38時間45分から増減することはできない）

活用のイメージ

■ フレックスタイム ■ コアタイム ■ 休憩時間

